

【答申の概要】 諮問第202号 「法律家向け研修会「こころの病と法律問題」に関する情報一切」に係る文書の部分開示決定に対する異議申立て

件名	「法律家向け研修会「こころの病と法律問題」に関する情報一切」に係る文書の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象公文書	法律専門家と精保専門家との連携を図るために平成23年度から平成26年度までに実施された講演会や事例検討を内容とする研修会に係る文書
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）、第3号（事業活動情報）及び第6号（事務事業情報）
実施機関	静岡県知事（健康福祉部障害福祉課）
諮問期日	平成27年6月5日
主な論点	特定分野の専門家を対象とした研修会資料に記載された相談事例の個人情報該当性等

審査会の結論

静岡県知事が、本件対象公文書の一部を非開示とした決定について、非開示とされた部分のうち、別記2（略）に掲げる部分を開示すべきである。

審査会の判断

1 本件対象公文書の性質及び内容

本件対象公文書は、法律専門家と精保専門家との連携を図るために実施機関の事業として平成23年度から平成26年度までに実施された講演会や事例検討を内容とする研修会に係る文書である。

なお、上記研修会は、平成26年度分を除き、実施機関から日本司法支援センター静岡地方事務所（以下「法テラス静岡」という。）への委託事業として実施されたものである。

2 非開示情報該当性について

(1) 法テラスの代表者印

実施機関宛での参加依頼通知や開催案内における法テラス静岡の代表者印について、実施機関は、条例第7条第3号に該当するため、非開示としている。

しかしながら、法テラス静岡は、条例第7条第3号の「法人その他の団体」から除かれる「独立行政法人等」（条例第7条第2号ただし書ウ参照）に該当する日本司法支援センターの地方事務所であり、条例第7条第3号の適用はない。

国、地方公共団体等も条例第7条第3号の「法人その他の団体」に該当せず、それゆえ、それらの公印（知事印等）は開示の取扱いとしているところであり、条例の他の非開示事由に該当する事情もうかがえないことから、本件でも、国や地方公共団体等と同様に、法テラス静岡の代表者印は、開示することが妥当である。

(2) 法テラスの職員氏名等

研修会式次第、実施機関宛での研修会参加依頼通知や開催案内に記載された法テラス静岡の職員の氏名（一部の職員については役職を含む。）が非開示とされている。

当該情報は、条例第7条第2号本文の個人に関する情報ではあるが、法テラス静岡の職員は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条に規定する独立行政法人等の役員及び職員であることから、条例第7条第2号ただし書ウの「公務員等」に該当し、当該情報が職務の遂行に係るものであれば、その職及び氏名については開示することになる。

本件に係る研修会参加依頼通知や開催案内は、法テラスの職員がその職務として発出したもの

であるから、職及び氏名を開示することが妥当である。

実施機関は、氏名を公にした場合、当該公務員等が有する職務権限や職務遂行の内容等から負うべき相当の責任以上の非難を受けたり、その私生活が当該公務員等として受忍すべき限度を超えて脅かされたりするおそれがあり、条例第7条2号ただし書ウの例外に当たるとする。

条例第7条2号ただし書ウにいう「不当」であるかどうかは、当該公務員等が有する職務権限や職務遂行の内容等に照らして判断することになるところ、本件において、非開示とされているのは、法テラス静岡の職員が、当該事業に係る研修会の司会を務めたり、研修会の事務を担当したりといった情報にすぎないため、条例第7条2号ただし書ウの例外には該当しない。文書1ア及び文書2では、が非開示とされている。

(3) 平成26年度の研修会参加者名簿に記載された氏名等

所属名、氏名等の情報が記載された平成26年度沼津会場分の研修会の参加者名簿で、精神保健福祉センター及び法テラス静岡関係者などの主催者側の参加者を除き、所属名及び氏名が非開示（所属欄に弁護士会又は司法書士会と記載されている場合には氏名のみ非開示）とされている。

当該文書は、研修会参加者の情報が一覧的に記載されたもので、参加した者の氏名も含まれていることから、条例第7条2号本文前段の特定の個人に関する情報であるといえる。そして、特定の個人が特定の研修会に出席したという情報については、弁護士や医師等のように、資格保有者の情報が公表されている場合も含めて、公にされる慣行が存在すると認めることもできず、条例第7条2号ただし書アには該当しない。また、条例第7条2号ただし書イに該当する事情もうかがえない。

公務員等については、条例第7条2号ただし書ウの要件に該当する場合には、一定の情報を開示すべきこととされているため、所属名欄に官公署名が記載されている者の情報について、同規定の適用を検討する。

条例第7条2号ただし書ウの趣旨は、公務員等の職務活動の過程又は結果が記録されている公文書を開示して実施機関の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという要請と、公務員等についても個人としての権利利益を十分に保護する必要があるという要請との調和を図る観点から、当該公務員等に分任された職務の遂行に係る情報を開示することである。

本件の研修会は、法律専門家と精保専門家という異なる職種の間が顔の見える関係を構築することを目的としており、一般的な勤務時間帯を外して開催時間帯が設定されたことも踏まえると、本件対象公文書に記録された情報は、職務に関連するとはいえ、公務員等がその担当している職務を遂行しているという側面よりも、個人的に知識・経験を深めるという自己研鑽的な側面が大きいといえるため、主催者側の関係者の情報を除き、条例第7条2号ただし書ウにいう公務員の職務の遂行に係る情報とはいえない。

以上のことから、平成26年度の研修会参加者名簿に記載された氏名等の情報につき、実施機関が本件処分で開示すべきだとした部分以外については、条例第7条2号本文の特定の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示とすることが妥当である。文書1ア及び文書2では、が非開示とされている。

(4) 平成24年度及び平成26年度の研修会資料中の事例が記載された部分

本件の研修会で使用された資料に記載された事例について、「文書回収」の文言が記載された部分などを除いて非開示とされている。 ア 条例第7条2号該当性

ア 条例第7条2号該当性

個人に関する情報につき、条例第7条第2号本文前段は、当該情報自体で特定の個人を識別することができるものだけでなく、当該情報自体からは特定の個人を識別できないが、「他の情報」と照合することにより、特定の個人を識別できることとなる情報についても、同号ただし書のいずれかに該当しない限り、非開示情報と規定している。

本件対象公文書のうち事例が記載された文書に登場する関係者については、その氏名や住所などは記載されておらず、当該文書に記載された情報のみでは特定の個人を識別することはできないため、「他の情報」と照合することにより、特定の個人を識別できることとなる情報といえるかどうかの問題となる。

ここに照合の対象とする「他の情報」の範囲については、個人に関する情報が一度開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあるため、みだりに公にすることがないよう最大限の配慮を求めていること（条例第3条）などを踏まえて、対象となっている個人情報 の性質や内容に応じて、判断すべきものと解される。

本件対象公文書は、自殺を防止するために、経済的な問題や家庭の問題に対する適時の支援をいかに行うかについて、法律専門家と精保専門家とが連携を図る目的で行われた研修会で用いられたもので、経済的困窮に陥った原因や患った病気などのプライバシー保護の要請が高い情報が記載されている。そして、そのような情報は、本人の身近にいる者にこそ知られたくない性質を有しているものともいえる。

したがって、本件の場合にあつては、特定範疇の者が入手しうる情報も、条例第7条第2号にいう「他の情報」に当たると解すべきである。

照合の対象となる「他の情報」をこのように解したとき、次に、本件において個人識別性があるといえるかが問題となる。

個人識別性の判断に際しては、対象となる集団の規模が重要な考慮要素であり、構成員が少数の場合には、他の情報と照合することによって個人が識別される可能性が高くなると考えられるところ、本件では、対象となる情報に係る地域や時期は限定されてはいないが、家族構成、勤務状況、生活状況などが記載されており、事例を提供した弁護士の氏名など、事例提供者の属性に関する情報が部分的に開示されていることを踏まえると、開示されることにより、相談者の近親者や職場の同僚、さらには近隣住民なども、事例に記載された情報と、その保有し、入手し得る情報とを併せ照合することにより、当該事例の関係者を識別することが可能であるといえる。

したがって、本件対象公文書のうち事例が記載された文書に記録された情報は、条例第7条第2号所定の非開示情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの）に該当するものというべきであり、また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

ただし、別記1（略）文書2-2のうち、静岡会場分の研修会レジュメ4頁3行目、10行目及び11行目、文書4-1のうち事例資料1頁2行目から4行目までは、それ自体は個人識別部分に該当せず、また、これらの情報を含んだ事例資料における他の箇所に記載された個人識別部分を除いて開示したとしても、当該個人の権利利益を害する情報であるとはいえないため、条例第8条第2項の規定に基づき、開示すべきである。

イ 条例第7条第6号該当性（平成26年度分）

実施機関は、平成26年度の事例資料については、事例提供者からの指示を受け、会議資料の

回収の徹底を図っており、公にされることになれば、事例提供者の信頼を裏切り、今後、研修にふさわしい事例の収集が困難となるなど、本件研修会の開催目的を達成できず、法律専門家と精保専門家との連携事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、事務事業情報に該当すると主張しているため、条例第7条第6号該当性を検討する。

平成26年度の事例資料は、裁判の内容をもとに作成したものとされ、他の年度と同様に、氏名や地名は符号や伏字で表記されてはいるものの、原則として録音が認められていない公判廷の記録をもとにしたものとしては詳細で、他の年度と比較してもより多くの情報が記載されている。また、事例検討会後に回収する旨の文言も付されていた。

これは、検討対象としてふさわしい事例となる程度に記述を詳細にしつつも、関係者が推測されたり、無限定に文書が流通したりしないように配慮するため、慎重を期して、事例提供者が、実施機関に特に回収を指示したものであると解される。

したがって、これを開示した場合、事例提供者の信頼を裏切り、今後、研修にふさわしい事例の収集が困難となるなど、本件研修会の開催目的を達成できず、連携事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、事務事業情報に該当するものと判断され、非開示とすることが妥当である。

しかしながら、(ア)で開示すべきだとした別記1文書4-1のうち事例資料1頁2行目から4行目までは、事例の内容に係る部分ではなく、単に事例を取扱う上で注意すべき事項が記載された部分であり、研修会終了後回収という文言とともに、取扱いに慎重を期す必要がある旨示しているにすぎないため、公にしたとしても、実施機関が主張するような支障が生ずるおそれがあるとはいえないため、開示することが妥当である。

なお、当審査会において、本件対象公文書を見分したが、異議申立人が懸念するような、事例関係者を蔑視するような記載などは見当たらなかった。

(5) 研修会の様子を撮影した写真

平成26年度に沼津会場で開催された研修会の復命書に添付された6枚の写真で、実施機関は、6枚の写真をそれぞれ全部黒塗りしたところ、異議申立人は顔写真につき公表慣行がある者の顔部分や背景部分については開示すべきだとしている。

非開示とされた写真を見分したところ、参加者がグループに分かれて事例を検討している様子や検討結果を発表している様子などが写っていることが確認できた。これらは、条例第7条第2号本文に該当する参加者の個人に関する情報が記録されたものであり、しかも、当該情報については、条例第7条第2号ただし書イ及びウに該当するような事情もうかがえない。

条例第7条第2号ただし書アの適用について検討するに、参加者名簿で氏名が開示されている主催者側関係者のうち、公務員等で報道の用に供するためその者の顔写真を報道機関等に提供するなど、公にする慣行があるといえる者については、同号ただし書アに該当するといえるため、その顔部分については開示すべきである。

上記で開示すべきだとした部分以外につき、さらに、条例第8条第2項の部分開示の可否について検討するに、写真の顔部分は個人識別部分であることから、部分開示の余地はないが、その余の部分を開示しても、会場内の様子が明らかになるにすぎず、個人の権利利益を害するおそれはないと考えられるため、開示すべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、研修会終了後の交流会の公文書が特定されていない、年度によっては参加者名簿

が作成されていないなど、対象公文書の特定が足りないとの主張をしているため、この点について検討する。

(1) 交流会に関する文書

対象公文書として特定された平成23年度の研修会開催案内チラシの記述からは、法テラス静岡への委託方式で事業を実施した平成23年度に交流会が開催されたことは確認できるが、当該交流会が、実施機関が主体となって行われたものであることまではうかがえなかった。

そして、同じく対象公文書として特定されている平成23年度の研修会式次第には交流会に関する記述はないこと、開催案内チラシには参加希望の確認有無欄とともに交流会参加者から費用を徴収する旨の記載があることから、研修会自体とは別に、研修会終了後に研修会参加者のうち希望した者が懇親を深めるために任意に集まって開催されたものであると認められるので、実施機関としては交流会に関する文書を作成も取得もしていないとの説明に不自然、不合理な点はない。文書1ア及び文書2では、が非開示とされている。

(2) 参加者名簿

①本件事業の主たる担当所属は精神保健福祉センターであり、同事業に補助的に関与していた障害福祉課ではいずれの年度についても参加者名簿を作成していない、②研修会で配付された資料に参加者名簿が含まれていれば取得するが、同課職員が参加した平成23年度、平成24年度及び平成26年度のうち、参加者名簿が参加者に配付されたのは平成26年度のみであるため、平成26年度以外の参加者名簿を取得しておらず、平成23年度から平成25年度までの参加者名簿を保有していないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点はない。

その他、異議申立人は種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。